

No	3-1-2	分類1	運転管理	分類2	日常点検
<b>質 問</b>	日常点検は、休日や設備が稼働していない日(以下、休日等)にも実施しなければならないのでしょうか。				
<b>回 答</b>	<p>休日等においては製造設備を使用していませんが、「一日に一回以上」の点検が必要です。</p> <p>点検内容は、「製造設備の作動状況」を確認することと規定されており、具体的には、圧力と漏えいの有無を確認することとなります。</p>				
<b>補 足</b>	<p>■一般高圧ガス保安規則6条の2第3項(6条第2項第4号の準用)に、以下の通り規定されています。</p> <p>【高圧ガスの製造は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備の使用開始時 および</li> <li>・使用終了時 に消費施設の異常の有無を点検する他、</li> <li>・一日に一回以上</li> </ul> <p>製造設備の作動状況について点検し、異常のある時は(略)】</p> <p>■そのため、休日等においては、製造設備を使用していませんが、上記の「一日に一回以上」の実施が必要と判断されます。</p> <p>■点検内容は、「製造設備の作動状況」を確認することと規定されていますが、具体的には、圧力と漏えいの有無を確認することとなります。</p>				